

個人番号（マイナンバー）のご提供にご協力をお願いいたします。

1. 必要な書類への個人番号（マイナンバー）の記入をお願いいたします。

平成29年1月1日以降、法改正により「被保険者資格取得届」および「被扶養者認定申請書」への個人番号の記載が義務化されましたので、届出の際はご注意ください。

2. 事業主への個人番号（マイナンバー）の提供をお願いいたします。

社会保障・税に関する手続き書類への個人番号の記載は法令に定められた義務となっております。加入者（被保険者および被扶養者）の方で事業主へ個人番号の提供を行っていない方は、事業主への個人番号の提供をお願いいたします。